

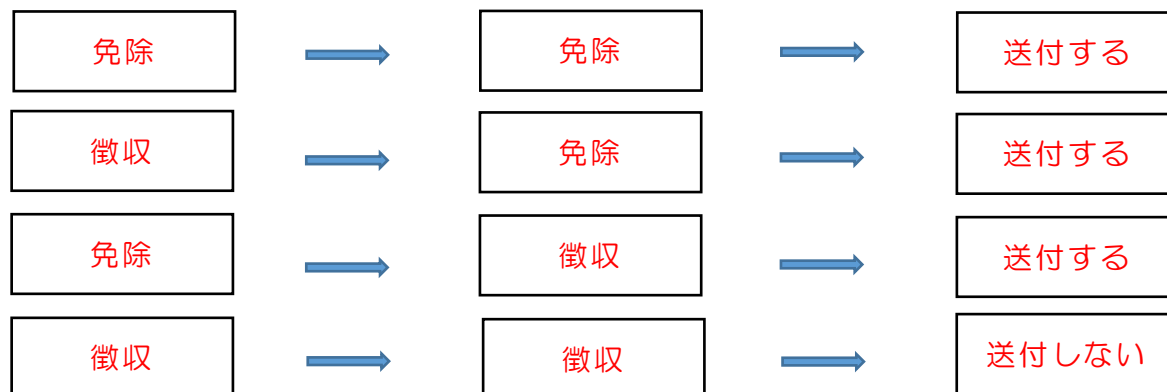
特定教育・保育施設に係る副食費について

◎副食費月額について

令和8年9月より、副食費が免除対象者と免除から徴収に変更となる対象者のみ、通知書を送付します。

徴収対象者には、通知書の送付は行いません。各施設の指定する徴収金額を当該施設へお支払いください。

例) 令和8年度前期



※今後、副食費が下記切り替えの時期においても引き続き徴収対象者には通知書の送付は行いません。

◎副食費算定方法について

副食費は保育料と同様に保護者等の市町村民税課税額を合算した額により決定することとされており、年2回算定します。4月から8月までは前年度の課税額（前々年中の所得に対する課税額）、9月から3月までは、当年度の課税額（前年中の所得に対する課税額）を基に決定しています。また、算定にあたっては税額控除（住宅ローン控除、寄付金控除等）を適用しないこととされていますので、実際の課税額と算定基準の税額が異なる場合がありますので、ご了承ください。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度(前々年1月～12月の収入) の市民税所得割額で算定					当年度(前年1月～12月の収入)の 市民税所得割額で算定						

△ 以下のような場合には、課税額に関係なく徴収で算定しています。

- ・ 未申告の場合（保護者のいずれかが未申告である場合を含む）
- ・ 転入者であって、課税証明書又はマイナンバーの提供をされていない場合など

※副食費が決定したのち世帯の変更や税の更正がある場合には、副食費が変更になる場合があります。その際は、その事実を把握した翌月からの変更となり、遡及はできませんのでご了承ください。

※世帯状況の変更等があった時は、副食費に変更が生じる場合がありますので、下記までご連絡をお願いします。

【問合先】

結城市役所 子ども福祉課 保育係

TEL 0296-54-7003

◎免除対象等については、下記フローチャートにてご確認ください。

免除対象

①年収360万円未満相当世帯

ア：1号認定（教育）及び

ひとり親世帯（要保護世帯等）・・・市民税所得割77,101円未満

イ：2号認定（保育）・・・市民税所得割57,700円未満

②所得に関係なく、第3子以降の子ども

（第3子以降のカウントの仕方は、対象の子どもの認定により変わります）

